

五条秀麿——「かのやうに」管見

高橋 新太郎

五条秀麿の独逸留学を中心とした前後の行藏と現在の心境とを点綴したこの作品は、七つに区切られている。現行の岩波版全集によれば、母親が小間使の「哲」に「不安らしい顔」で「秀麿の部屋にはゆうべも又電気が附いてゐたね」と徹夜で本を読んでいたらしい息子を氣遣う冒頭の頁(45P)を假りに〔〕とすれば、〔〕には、文科大学に進んだ秀麿の卒業論文提出に至る作製の経緯と、「別に病気はないのに、元気がなくなつて、顔色が蒼く、目が異様に赫いて」一例社交から遠ざかつてゆく秀麿への母親の心配が綴られている。(46P~47P)〔〕には、留学した秀麿のベルリンでの生々とした勤静と、いかなる問題に関心を寄せているかを細かに書き寄こし渡したりして思量をめぐらす。(47P~55P)〔〕では、「去年の暮に、書物をむやみに沢山持つて帰つて来た」秀麿の帰國

「運動椅子」から身を起した折りに、小間使の雪が友人の綾小路の来訪を告げる。(61P~68P)〔〕は因に直接統く部分で、學習院で同期で、秀麿に先立つて、パリに遊学し「高等遊民」を自称している画家の綾小路とのやりとりがある。ここで秀麿が、現在「千ページ近い本を六七分通り」読んだ「ディ・フィロソフィイ・デス・アルス・オツブ」のことが話題の中心となる。秀麿は、「僕の立場其儘を説明してくれやう」なこの「かのやうに」の擬似の哲学を援用しながら、心事を熱っぽく吐露するのだったが、「八方塞がりになつたら、突貫して行く積りで、なぜ追らない」との綾小路の激励にも、「所詮父と妥協して遊る望はあるまいかな」と声低くいうのみである。(69P~78P)

〔〕の「もう二三日前から、秀麿の部屋のフウベン形の瓦斯燈にも、小間使の雪が来て点火することになつてゐる」と〔〕での「先つき瓦斯燈に火を附けてまゐりました時は、明りはお消しなつて、お床の中で煙草を召し上がりつて入らつしやいました」、〔〕での母親の「ゆうべも大層遅くまで起きていましたね。……」の言葉と〔〕での母親の氣遣いとの照応、〔〕の「とう〜〜ゆうべは三時まで読んでゐた」ということば等により、この作中の現在の時点は、秀麿が三年間の留学から帰つてほぼ一年ばかり経つた初冬のある日曜日といふことになろう。〔〕内七が、それに当り、その間に、卒業

直後のこととが語られ、「三年の間にすつかり男らしくなつて血色もよく」なつたものの、「なんだが控へ目に、考へく物を嘗ふやう」な「氣乗りのしない様子」が母親の心配をよぶ。(56P~58P)〔〕因は、「その時からもう一年近く立つてゐる」帰国後ほほ一年間の正月から秋に至る季節々々の母親と秀麿との日常の断片が描かれている。(58P~60P)そして〔〕は、これに統いて、季節は「稀に降る雨がいつか時雨めて来て」初冬を迎へ、ここで、帰国後の秀麿の「内に眠つてゐる事業に圧迫せられ」ながら「何事もするとの出来ない」苦しい心情が明かされている。「兼ねて生涯の事業にしようとして本國の歴史を書くこと」は、「神話と歴史との限界をはつきりさせずには手が著けられない」のだが、「周囲の事情」が許しそうはない。そこで「製作的方面の脈管を絶て塞いで、思量の体操」として今日も今日とて「又本を読むかな」と

前後から留学、帰國後から現在に統く〔〕〔〕〔〕〔〕〔〕が布置されている。

この小説は、荒木康彦の詳しい考証⁽³⁾もあるように、秀麿留学中の「大学の記念祭」や「エエリヒ・ショミツト」「アドルフ・ヘルナック」等の勤静は、鷗外が『スバル』誌上で明治四十二年三月号から連載の『椋鳥通信』中の記事によつて裏付けられるものもあり、著者の名は記されてはいないものの、秀麿の読みつつある「かのやうに」の哲学が、ハンス・ファインガーハの『Die Philosophie des 'Als Ob'』であるとして間違いあるまい。しかもその発刊が一九一一年であつてみれば、秀麿の在独した三年間とその後の一年とは、一九〇七(明治40)年から一九一一年(明治44)年にむかならず、鷗外日記が記す「かのやうに」の脱稿の明治四四年十一月十四日と作中の初冬の日曜日の一日とは、まさに肩接しているのである。つまりこの小説は、鷗外当年の感懷を盛るにふさわしく結構布置された作品といえよう。作中に「高楠博士」を出し、母親が内証で「青山博士」に相談をもちかけるのも、「当代」を印象づける作者の意図に發する。

よく知られているように、この作品については、鷗外が、後に女婿となる仏学者山田珠樹に宛てた書簡の中で「……中ニモデエルヲ使ヒアルハ畫工一人ニテコレハ泊友岩村透ニ候只頭髪ハ白樺速ノ一人ニ此ノ如キ髪ノ人アルヲフット思ヒ出シ

書キ鶴主人公ハ全ク史在セザルモノニ候ミ然ラバ金局程キ合セモナルカト云フニ「碧深タ云ヘバ小生ノ一長者ニ対スル心理状態が俱調トナリ居リソコニ多少ノ性命ハ有之候者ト信ジテ書キタル次第ニ候ミ」(大正七年十二月十七日)と解説している。文中の「一長者」については、もつとも擬するにふさわしいのは、やはり山県有朋であろう。先にこの作品が、明治四〇年から四四年といふ間に語るにふさわしく布置されていることを書いたが、元老山県有朋と鶴外森林太郎に関する当年の公状況を略記すれば、四〇年は、山県の意向も与つて森林太郎鶴外が軍医監視に進み、陸軍省医務局長に補せられた年であり、鶴外がより一步山県に近侍せざるを得なくなつた年である。年初には乃木希典の学習院長就任もあつた。四一年には山県に詠歌に関する「門外所見」を呈している。四二年は、鶴外が文学博士を受けると共に、「スバル」誌上の「キタ・セクスアリス」が発禁処分となり陸軍次官若木新六から「戒飭」をうける。山県が枢密院議長となつたのもこの年である。翌四三年は大逆事件の年であり、翌四四年は初頭から「南北朝正闇問題」が政治問題化し、桂内閣裏陣の一因ともなつた。大逆事件については、既で神頭指揮をとつた山県は晉うに及ばず鶴外にとつても、一大関心事であり、平出修から検事聴取書・予審調書の写しを送られてもいる。

國定教科書『尋常小学日本歴史卷一』の記述と、教師用参

問が猿から出来たなんぞと思つてゐられては困るからな」という父の言葉に表われている。在米中の帝大教授高橋作蔵から積八東を通じて山県の手に渡った檄文「日本皇帝睦仁君ニ与フ」中の「足下知ルヤ。足下ノ祖先ナリト称スル神武天皇ハ何物ナルカフ。日本ノ史学者、彼ヲ神ノ子ナリト云フト雖セ、ソハ只、足下ニ阿諛ヲ星スルノ旨ニシテ虚構ナリ。自然法ノ許ササル所ナリ。故ニ事實上彼マタ吾人ト等シク猿類ヨリ進化セル者ニシテ……」を踏まえていよう。

因で、ハルナックが「少しでも政治の都合の好いやうに、神学上の意見を曲げ」もせず、「君主もそんな事はさせようとしない」ところに「ドイツの強みがある」ことを強調しつつ、「今のやうな、社会民政黨の跋扈してゐる時代になつても、ギルヘルム第二世は護衛兵も連れずに、侍従武官と自動車に相乗をして」ベルリン中を「駆け歩いて」いることを「ロシア」との対比においていってもいる。なお、森山重雄が『大逆事件』(文学作家論) (一九八〇、三、三一書房) で、このことに触れた注で、『座談会明治文学史』(吉波書店) で、勝本清一郎が挙げた社会民主黨の獲得票について、「非合法下でこれだけの票を獲得したというのはどういう意味か疑わしい」としているが、ディター・フリッケの「ドイツ社会主義運動史』(西尾孝明訳、れんが書房) 一九七三、一二〇に照しても勝本に同じい。鶴外が「今のやうな、社会民政黨の跋扈し

てゐる時代」という表現も、このような数字を具体的に押えてのことと思われる。

大逆事件の反映は、秀麿が、「ぎくり」とした「どうも人

考書での「容易に其の間に正門経由を通りすべきに非ざるなり」とする南北朝対立に関する鍋呂喜田貞吉の所見に端を発した問題については、鶴外は、歴史教科書に関する第二部の委員ではなかつたが、修身教科書を審査する第一部の主査委員であつたため、極めて身近な直接的関心事であった。だが、井上通泰や賀古鶴所らの説にもかかわらず、南北朝正統論に、三日後に行われた国定教科書の修正方針に付いて相談された年である。年初には乃木希典の学習院長就任もあつた。四一年には山県に詠歌に関する「門外所見」を呈している。四二年は、鶴外が文学博士を受けると共に、「スバル」誌上の「キタ・セクスアリス」が発禁処分となり陸軍次官若木新六から「戒飭」をうける。山県が枢密院議長となつたのもこの年である。翌四三年は大逆事件の年であり、翌四四年は初頭から「南北朝正闇問題」が政治問題化し、桂内閣裏陣の一因ともなつた。大逆事件については、既で神頭指揮をとつた山県は晋うに及ばず鶴外にとつても、一大関心事であり、平出修から検事聴取書・予審調書の写しを送られてもいる。

國定教科書『尋常小学日本歴史卷一』の記述と、教師用参

問題については、鶴外は、歴史教科書に関する第二部の委員ではなかつたが、修身教科書を審査する第一部の主査委員であつたため、極めて身近な直接的関心事であった。だが、井上通泰や賀古鶴所らの説にもかかわらず、南北朝正統論に、三日後に行われた国定教科書の修正方針に付いて相談された年である。年初には乃木希典の学習院長就任もあつた。四一年には山県に詠歌に関する「門外所見」を呈している。四二年は、鶴外が文学博士を受けると共に、「スバル」誌上の「キタ・セクスアリス」が発禁処分となり陸軍次官若木新六から「戒飭」をうける。山県が枢密院議長となつたのもこの年である。翌四三年は大逆事件の年であり、翌四四年は初頭から「南北朝正闇問題」が政治問題化し、桂内閣裏陣の一因ともなつた。大逆事件については、既で神頭指揮をとつた山県は晋うに及ばず鶴外にとつても、一大関心事であり、平出修から検事聴取書・予審調書の写しを送られてもいる。

大逆事件の反映は、秀麿が、「ぎくり」とした「どうも人

危険思想家を嗅ぎ出すことに骨を折つてゐる人も、こつちでは存外そこまでは気が附いてゐないらしい。實際こつちでは、治安妨害とか、風俗廃亂とか云ふ名目の下に、そんな人を羅致した実例を見たことがない。」ということばを作品発表時の時代状況的コンテキストにおいて統むならば、その鋭利さと衝迫力は素朴なるがゆえに強い力をもつ。さすがに、鷹外は短篇集『かのやうに』(大3)収録にあたつては、次のことをつけ加えている。「併しあら云ふことを洗立をして見た所が、確とした結果を得ることはむづかしくはあるまい。それは人間の力の及ばぬ事ではあるまい。若しさうだと、その洗立をするのが、世間の無顧着よりは危険ではあるまい。併しもその危険な事を頭を衝つ込んであるのであるまい。」また、〔国〕の別の所では、「さうなつた前途には恐ろしい危険が横はつてゐはずまいか。」ともつけ加えている。短篇集に収めるにあたつて作者が初出『中央公論』明治45.1につき加えた主要な部分は、〔国〕と〔内〕であり、いずれも父の子爵の、危惧・懸念の意向を表明したものである。それは、秀賀の対立者としての子爵の像をより印象づけることとはなつたが、一面それは子爵のことばの矢の衝突を和らげる事にもなつてゐる。減じることもなつてゐる。

いうまでもなく、「一長者」に山県が擬されるにしても、父の子爵は、山県を原像としたものではない。あくまで一長

者にたいする「心理、状態」が作因に関わつてゐるのである。それは「こつちの思想と相容れない何物かが潜んでゐるらしい」父の子爵と秀賀のことばのやりとりの中に塗りこめられている。この作が元老山県に向けて書かれてゐるとすれば、作中で山県に敵を向けてゐるのは、秀賀ではなく、父の五条子爵であるだらう。そして当代の鷹外が山県に向けて書くとすれば、『天皇制の神話』を見据えるを得ず、その意味では「一長者」に天皇を擬することもできるだらう。装置としての近代天皇制をどう見、いかに認識するか、鷹外はそれを、新着のファイヒンガーの振舞の哲学を借りつつ嘲いて見せたのである。

それは、美濃部達吉が、あたかも、地動説や進化論が、道徳や宗教の要請と無関係であるように、法的存在・法現象としての國家や天皇を——その神聖さやありがたさと関わらずに——科学的に「機関」と認識したことと、その境位を共にしていた。そして、美濃部達吉の論敵の一人に、大逆事件・南北朝正門問題等で、山県腹心のブレーンとして頼被した種崎八束があつた。

〔注〕

(1) 「森鶴外『かのやうに』の歴史的考察」(近畿大学教育部研究紀要 19卷3号昭53・11)